

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月15日
【四半期会計期間】	第51期第1四半期（自平成23年3月1日至平成23年5月31日）
【会社名】	株式会社アークス
【英訳名】	ARCS COMPANY,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 清
【本店の所在の場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート部門担当 古川 公一
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート部門担当 古川 公一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第51期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第50期
会計期間	自平成22年3月1日 至平成22年5月31日	自平成23年3月1日 至平成23年5月31日	自平成22年3月1日 至平成23年2月28日
売上高(百万円)	74,425	76,474	303,608
経常利益(百万円)	2,295	2,799	10,061
四半期(当期)純利益(百万円)	1,279	901	5,449
純資産額(百万円)	63,627	67,110	67,168
総資産額(百万円)	120,224	120,973	118,368
1株当たり純資産額(円)	1,544.93	1,629.52	1,630.94
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	31.06	21.89	132.31
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	52.9	55.5	56.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,878	6,227	7,252
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	421	1,241	2,699
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,470	2,210	5,612
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(百万円)	10,059	10,787	8,013
従業員数(人)	2,796	2,827	2,727

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(人)	2,827 (8,497)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、パートナー社員(1日1人8時間換算)は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(人)	48 (5)
---------	--------

(注) 1. 当社の従業員は全員、(株)ラルズ、(株)福原、(株)ふじ及び(株)東光ストアからの出向者であります。

2. 従業員数は就業人員であり、パートナー社員(1日1人8時間換算)は、当第1四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）は小売事業を主たる事業としているため、生産実績及び受注状況は記載しておりません。

(1)仕入実績

セグメントの名称		前第1四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)		前年同四半 期比(%)
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
小売事業	食品	45,445	78.3	46,544	78.9	102.4
	衣料品	679	1.2	660	1.1	97.3
	住居関連	3,177	5.5	3,265	5.5	102.8
	テナント	3,757	6.5	3,406	5.8	90.7
	酒類等	4,277	7.4	4,377	7.4	102.3
	D P E	27	0.0	27	0.1	97.9
	医薬品	215	0.4	216	0.4	100.7
	計	57,580	99.3	58,499	99.2	101.6
その他	観光事業	15	0.0	15	0.0	97.0
	その他の事業	401	0.7	485	0.8	120.8
	計	417	0.7	500	0.8	119.9
	合計	57,998	100.0	59,000	100.0	101.7

(2)販売実績

セグメントの名称		前第1四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)		前年同四半 期比(%)
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
小売事業	食品	59,103	79.4	61,253	80.1	103.6
	衣料品	907	1.2	902	1.2	99.4
	住居関連	4,022	5.4	4,156	5.4	103.3
	テナント	4,149	5.6	3,752	4.9	90.4
	酒類等	4,833	6.5	4,986	6.5	103.2
	D P E	76	0.1	68	0.1	89.0
	医薬品	284	0.4	283	0.4	99.7
	不動産賃貸収入等 (注)2	-	-	798	1.0	-
	計	73,377	98.6	76,201	99.6	-
その他	観光事業	62	0.1	56	0.1	90.5
	その他の事業 (注)2	985	1.3	217	0.3	-
	計	1,047	1.4	273	0.4	-
	合計	74,425	100.0	76,474	100.0	102.8

(注)1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)の適用に伴い、当社グループにおいては、小売事業を報告セグメントとしております。「不動産賃貸収入等」につきましては、従来は「その他」に含めておりましたが、事業セグメントの見直しにより、当第1四半期連結会計期間より「小売事業」に含めております。なお、前第1四半期連結会計期間の不動産賃貸収入等の売上高は、794百万円であります。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、平成23年6月29日に開催された取締役会において、(株)ユニバースを完全子会社とする株式交換の方法による経営統合を実施することを決議し、同日付、株式交換契約を締結しました。

なお、詳細につきましては、P.16「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日）におけるわが国経済は、3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故などの影響により、その先行きは極めて不透明な状況で推移いたしました。当社におきましては、震災による店舗や従業員への直接的な被害はありませんでしたが、震災直後に加工食品や日用品等が仮需要で品薄になったほか、多くの御取引先様が被災され、一時的ではありましたが、商品の未入荷や入荷遅延などの間接的な影響がありました。

当社グループの主力事業である小売業界におきましては、原材料価格が緩やかに上昇する一方、競合他社の相次ぐ低価格業態への参入や震災によるお客様の生活防衛意識の高まりにより、価格競争は一層激しさを増し、依然として厳しく不透明な経営環境で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは地域のライフラインとしての社会的使命を果たすべく、グループの調達力を最大限に発揮し品揃えの維持に努めてまいりました。その結果、やむを得ずチラシ特売を縮小する期間が発生しましたが、一方で宣伝装飾費は削減されました。また、原油高により前年同期に比べ電気料金単価が上昇いたしました。グループを挙げての節電システムの有効活用により、水道光熱費は前年並みに推移いたしました。これらの取り組みにより、売上総利益率は前年同期比0.4ポイント増、売上高販管費率は前年同期比0.2ポイント減となり、この結果、営業利益率は前年同期比0.6ポイントの上昇となりました。

また、更なるグループシナジーの追求に向けた施策として、本年秋に稼働予定の次世代システムの導入準備及び業界標準たり得る人事制度の構築を目指した統一人事制度プロジェクトなどを進めてまいりました。また、子会社においてはそれぞれに組織改革を行い、生産性の向上を図ってまいりました。加えて、アークスRARAカードについては、ポイント連携企業の拡大や顧客サービスの拡充により利便性を高めた結果、会員数が当第1四半期末現在で160万人を超えるに至りました。

店舗展開につきましては、新規出店として平成23年4月に「ビッグハウス旭町店」（運営会社㈱福原）の1店舗を開店いたしました。また、店舗活性化対策として平成23年3月に「ベストプライス神居東店」（運営会社㈱ふじ）、同年4月に「ラルズマート石山店」（運営会社㈱ラルズ）、同年5月に「ラルズマート真駒内店」（運営会社㈱ラルズ）の3店舗を改装いたしました。また、平成23年4月に、ビッグハウス旭町店と商圈を同じくする釧路地区の「フクハラ鳥取店」、「フクハラアベニュー店」、「フクハラ中園店」（運営会社いずれも㈱福原）の3店舗、また帯広地区の「フクハラ西帯広2丁目店」（運営会社㈱福原）の計4店舗を閉店いたしました。以上により、当第1四半期連結会計期間末日現在の当社グループの総店舗数は200店舗となりました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高764億74百万円（対前年同期比2.8%増）、営業利益26億37百万円（対前年同期比23.9%増）、経常利益27億99百万円（対前年同期比22.0%増）、四半期純利益9億1百万円（対前年同期比29.5%減）となりました。なお、当第1四半期連結会計期間より適用となる資産除去債務に関する会計基準の影響額として、当第1四半期連結会計期間の販売管理費に11百万円、特別損失に5億69百万円を計上しております。

また、当社は平成23年6月29日に㈱ユニバースとの間で、当社を完全親会社、㈱ユニバースを完全子会社とする株式交換による経営統合を発表いたしました。両社の従来の展開エリアを越えて、広く東日本を視野に入れた流通企業グループの形成を目指すとともに、一層の競争力強化を図り、アークスグループ全体の更なる成長と企業価値の向上を目指してまいります。なお、詳細につきましては、P.16「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」をご参照ください。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較して27億74百万円増加し107億87百万円（対前年同期比では7億28百万円の増加）となりました。当第1四半期連結会計期間における連結キャッシュ・フローの各々の状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益20億16百万円、減価償却費6億94百万円、及び仕入債務の増加額25億36百万円などにより、62億27百万円の収入（対前年同期比では23億48百万円の収入の増加）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、新規出店や店舗改装等に伴う有形固定資産の取得による支出8億79百万円、及び預り保証金の返還による支出1億89百万円などにより、12億41百万円の支出（対前年同期比では8億20百万円の支出の増加）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純減少額 6 億50百万円、長期借入金の返済による支出 6 億76百万円、及び配当金の支払額 8 億49百万円などにより、22億10百万円の支出（対前年同期比では 2 億60百万円の支出の減少）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第 1 四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第 3 号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付等及びこれに類似する行為があった場合においても、これを一概に否定するものではなく、大規模な買付行為や買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付等を意図する者が現れた場合は、当該買付者に買付の条件並びに買付した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

不適切な支配の防止のための取組み

当社は、平成20年3月17日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を決議し、平成23年5月24日開催の第50期定時株主総会において、一部を変更し継続することが承認されております。（以下「本プラン」といいます。）

その概要は以下のとおりです。

a. 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

b. 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主評価期間をあわせた期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

c. 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講ずることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報のごく一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

d. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

e. 本プランの有効期間等

本プランは、株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成26年5月31日までに開催予定の当社第53期定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、株主総会において継続が承認され発効した後であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

本プランの合理性について

本プランは、買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、株主意思を反映するものであること、独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと等、株式会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

なお、当社では取締役解任決議要件につきまして、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末までに計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、次のとおりであります。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

新設

小売事業において、(株)福原が前連結会計年度末に計画しておりました、ビッグハウス旭町店の新規出店については、平成23年4月23日に開店しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	130,000,000
計	130,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年7月15日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	41,778,945	41,778,945	東京証券取引所市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数 100株
計	41,778,945	41,778,945	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年3月1日～ 平成23年5月31日	-	41,778,945	-	10,000	-	19,723

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 593,200 (相互保有株式) 普通株式 3,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,081,200	410,812	-
単元未満株式	普通株式 100,745	-	-
発行済株式総数	41,778,945	-	-
総株主の議決権	-	410,812	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義のうち名義書換失念株式5,300株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式における名義書換失念株式に係る議決権の数53個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株)アークス	札幌市中央区南十三条 西十一丁目2-32	593,200	-	593,200	1.42
(相互保有株式) 株)北海道シジシー	札幌市豊平区平岸三条 七丁目9-6	3,800	-	3,800	0.01
計	-	597,000	-	597,000	1.43

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年3月	4月	5月
最高(円)	1,318	1,310	1,274
最低(円)	961	1,187	1,186

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,873	8,044
受取手形及び売掛金	2,206	2,120
たな卸資産	1 8,112	1 7,851
その他	4,244	5,446
貸倒引当金	9	9
流動資産合計	25,428	23,454
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	28,366	27,204
土地	45,052	45,052
その他(純額)	2,305	2,886
有形固定資産合計	2 75,724	2 75,142
無形固定資産		
のれん	1,832	1,966
その他	769	367
無形固定資産合計	2,601	2,334
投資その他の資産		
敷金及び保証金	11,814	12,075
その他	5,778	5,737
貸倒引当金	373	373
投資その他の資産合計	17,219	17,438
固定資産合計	95,544	94,914
資産合計	120,973	118,368
負債の部		
流動負債		
買掛金	19,684	17,147
短期借入金	12,811	13,767
未払法人税等	1,313	2,492
賞与引当金	2,009	1,296
ポイント引当金	327	262
その他	6,052	5,079
流動負債合計	42,198	40,047

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
固定負債		
長期借入金	2,190	2,561
退職給付引当金	1,793	1,730
資産除去債務	890	-
その他	6,789	6,861
固定負債合計	11,664	11,153
負債合計	53,863	51,200
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	9,936	9,936
利益剰余金	47,775	47,738
自己株式	571	571
株主資本合計	67,140	67,103
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	30	64
評価・換算差額等合計	30	64
純資産合計	67,110	67,168
負債純資産合計	120,973	118,368

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
売上高	74,425	76,474
売上原価	57,494	58,738
売上総利益	16,930	17,735
販売費及び一般管理費		
宣伝装飾費	1,147	936
店舗賃借料	835	1,238
ポイント引当金繰入額	527	889
給料及び手当	5,047	5,663
賞与引当金繰入額	709	712
水道光熱費	1,096	1,116
租税公課	352	363
減価償却費	638	694
その他	4,446	3,484
販売費及び一般管理費合計	14,801	15,098
営業利益	2,128	2,637
営業外収益		
受取利息	19	16
受取配当金	1	0
業務受託料	100	105
その他	116	99
営業外収益合計	237	222
営業外費用		
支払利息	53	40
その他	16	19
営業外費用合計	70	60
経常利益	2,295	2,799
特別利益		
固定資産売却益	-	6
賃貸借契約違約金受入	58	3
その他	0	7
特別利益合計	58	16
特別損失		
固定資産除売却損	2	114
貸倒引当金繰入額	37	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	569
災害義捐金	-	115
その他	24	0
特別損失合計	63	800
税金等調整前四半期純利益	2,290	2,016
法人税等	1,011	1,114
少数株主損益調整前四半期純利益	-	901
四半期純利益	1,279	901

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,290	2,016
減価償却費	638	694
のれん償却額	134	134
受取利息及び受取配当金	20	17
支払利息	53	40
賞与引当金の増減額(は減少)	733	712
ポイント引当金の増減額(は減少)	94	65
売上債権の増減額(は増加)	258	85
たな卸資産の増減額(は増加)	500	261
仕入債務の増減額(は減少)	2,325	2,536
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	569
その他	902	2,423
小計	6,204	8,827
利息及び配当金の受取額	20	17
利息の支払額	62	44
法人税等の支払額	2,285	2,573
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,878	6,227
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	441	879
差入保証金の差入による支出	38	15
差入保証金の回収による収入	292	286
預り保証金の返還による支出	205	189
預り保証金の受入による収入	12	124
その他	41	568
投資活動によるキャッシュ・フロー	421	1,241
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,423	650
長期借入れによる収入	600	-
長期借入金の返済による支出	922	676
配当金の支払額	723	849
その他	1	34
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,470	2,210
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	986	2,774
現金及び現金同等物の期首残高	9,072	8,013
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,059	10,787

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益が11百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は5億81百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は8億93百万円となっております。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
1.繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に業績や経営環境及び将来減算一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により算定しております。
2.固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
<p>1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>商品 8,105百万円</p> <p>貯蔵品 7百万円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、36,964百万円であります。また、減損損失累計額は、3,300百万円であります。</p>	<p>1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>商品 7,843百万円</p> <p>貯蔵品 7百万円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、36,524百万円あります。また、減損損失累計額は、3,403百万円あります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。</p> <p>(平成22年5月31日現在)</p> <p>(百万円)</p> <p>現金及び預金 10,150</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期預金 91</p> <p>現金及び現金同等物 10,059</p>	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。</p> <p>(平成23年5月31日現在)</p> <p>(百万円)</p> <p>現金及び預金 10,873</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期預金 85</p> <p>現金及び現金同等物 10,787</p>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

- 発行済株式の種類及び総数
普通株式 41,778千株
- 自己株式の種類及び株式数
普通株式 594千株
- 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月24日 定時株主総会	普通株式	864	21	平成23年2月28日	平成23年5月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

小売事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に小売業を中心とした事業を北海道において行っており、道内各地域に事業会社を置き、各事業会社は取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループでは、事業会社を基礎とした商品・サービス別の事業セグメントから構成されており、商品・サービスの内容、販売市場の類似性に基づき、複数の事業セグメントを集約した上で、小売事業を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他(注)	合計
	小売事業		
売上高			
外部顧客への売上高	76,201	273	76,474
セグメント間の内部売上高又は振替高	192	411	604
計	76,393	685	77,078
セグメント利益	3,092	41	3,133

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、観光事業、ビルメンテナンス事業及び保険代理業等を含んでおります。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,092
「その他」の区分の利益	41
のれん償却額	134
全社費用等(注)	199
四半期連結損益計算書の経常利益	2,799

(注)全社費用等は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)

企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものはありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)

その他有価証券で時価のあるものについて、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものはありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)

デリバティブ取引について、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約金額その他の金額に、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものはありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)

資産除去債務について、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものではありません。

(注) 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当第1四半期連結会計期間の期首における残高で判断しております。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)		前連結会計年度末 (平成23年2月28日)	
1株当たり純資産額	1,629.52円	1株当たり純資産額	1,630.94円

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	31.06円	1株当たり四半期純利益金額	21.89円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
四半期純利益(百万円)	1,279	901
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,279	901
期中平均株式数(株)	41,184,760	41,183,996

(重要な後発事象)

1. 株式会社ユニバースとの株式交換契約締結について

当社と㈱ユニバース(以下「ユニバース」という。)は、平成23年6月29日に開催されたそれぞれの取締役会において、当社を完全親会社、ユニバースを完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)の方法による経営統合を実施することを決議し、株式交換契約(以下「本株式交換契約」という。)を締結しました。本株式交換につきましては、平成23年9月7日開催予定の両社臨時株主総会の承認を受け、平成23年10月21日を株式交換の効力発生日として実施する予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、ユニバースの普通株式は、株式会社東京証券取引所において、平成23年10月18日に上場廃止となる予定です。

(1) 本株式交換の目的

北海道及び北東北エリアを代表する食品スーパーマーケットである当社及びユニバースは、両社の経営資源、経営手法を融合させ、グループシナジーの特大化により一層の競争力強化を図り、従来の展開エリアを越えて、広く東日本地域に根ざした「地域のライフライン」としてお客様からの信頼と評価を得ることのできる流通企業グループを形成することを目的として、当社を株式交換完全親会社とし、ユニバースを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことといたしました。

(2) 本株式交換の方法及び内容

株式交換比率及び当社株式の交付方法

ユニバースの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.205株を割当交付することを予定しております。
なお、本株式交換により交付する株式数のうち、590,000株については当社が保有する自己の普通株式を充当し、残数について新たに普通株式を発行する予定であります。

株式交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ個別に両社から独立した第三者算定機関に算定を依頼することとし、当社はデロイト トーマツFAS株式会社（以下「デロイト トーマツFAS」という。）を、ユニバースは株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」という。）を、それぞれの第三者算定機関として選定しました。

デロイト トーマツFASは、当社及びユニバースの普通株式について、市場株価法並びにディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」という。）による算定を行いました。

みずほ銀行は、当社及びユニバースの普通株式について、市場株価法とその結果の検証を目的とした類似会社比較法、並びにDCF法による算定を行いました。

当社及びユニバースは、上記第三者算定機関による株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、業績動向、並びに株価動向等を勘案のうえ、交渉・協議を重ねた結果、上記の株式交換比率は両社株主の利益に資するものであると判断し、平成23年6月29日開催の両社取締役会で承認を受け、本株式交換における株式交換比率を決定しました。

(3) 本株式交換の日程

本株式交換契約承認取締役会(両社)	平成23年6月29日(水)
本株式交換契約締結(両社)	平成23年6月29日(水)
臨時株主總會基準日公告日(両社)	平成23年6月30日(木)
臨時株主總會基準日(両社)	平成23年7月22日(金) (予定)
臨時株主總會(両社)	平成23年9月7日(水) (予定)
最終売買日(ユニバース)	平成23年10月17日(月) (予定)
上場廃止日(ユニバース)	平成23年10月18日(火) (予定)
本株式交換の効力発生日	平成23年10月21日(金) (予定)

(4) 会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は「取得」に該当し、本株式交換に伴い当社の連結財務諸表上ののれん(または負ののれん)が発生する見込みですが、のれん(または負ののれん)の金額は現時点では未定です。

(5) 本株式交換の相手会社についての概要

商号	株式会社ユニバース
所在地	青森県八戸市大字長苗代字前田83番地1
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 三浦 紘一
事業内容	地域に密着した食品中心のスーパーマーケットの経営
資本金	1,522百万円
設立年月日	昭和42年10月20日

2. 自己株式の取得について

当社は、平成23年7月11日に開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、下記のとおり取得しました。

(1)自己株式の取得を行う理由	経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため。
(2)取得する株式の種類	当社普通株式
(3)取得する株式の総数	550,000株
(4)株式の取得価額の総額	719,400,000円
(5)取得日	平成23年7月12日
(6)取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

（リース取引関係）

当第1四半期連結会計期間（自平成23年3月1日至平成23年5月31日）

リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合で、かつ、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められるものではありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月15日

株式会社アークス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 逸史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣瀬 一雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板垣 博靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークスの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アークス及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月15日

株式会社アークス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣瀬 一雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂野 健弥 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板垣 博靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークスの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アークス及び連結子会社の平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年6月29日開催の取締役会において株式会社ユニバースを完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日株式交換契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。